# 利用 するために



### 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利な ものです。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない 存在となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、青 少年の健全な成長に悪い影響を与える情報にも、触れる可能性があり ます。コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルや事 件・事故に巻き込まれることもあります。例えば、いたずらのつもりで も、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあり、 行為によっては罰せられる場合もあります。

このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を 実現するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」が施 行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、**保護者** がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です。

#### 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



#### お子様の将来のために

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可 欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く 有効に使わせましょう。

そのためには、お子様の成長に合わせて、インターネットに関する 知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付 けさせることが大切です。

◎お子様にインターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、**保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、** 適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

## お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか?

- お子様に**どのような機器**を持たせていますか? **どのようにイン** ターネットを利用させていますか?
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用して いるかご存知ですか? 例えば、街なかの無線LAN回線(Wi-Fiな ど)を利用することはありますか?
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合ってルールを決め ていますか? **フィルタリング**などを設定していますか?

・デ・チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器 が増えています。例えば、携帯音楽プレイヤーでもスマートフォンと同 じようなサービスやアプリを利用できる機器があります。













スマートフォン

従来型の携帯電話

機能制限携帯電話

タブレット型携帯端末

携帯音楽プレイヤー

- □ 上記のようなモバイル端末の普及により、お子様のインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS(ソーシャル・ネッ トワーキング・サービス)、チャットや掲示板(特に書き込み)、交流サイト(特に知らない人)、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいてい ない使い方をしていませんか?
  - □ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニ ケーションアプリが急速に普及しています。複数で利用できること からトラブルも発生しています。また、見知らぬ人との出会いにつ ながる可能性がある「IDの取得」には注意が必要です。

#### □ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、車の通る道路や駅 のホームで歩きながら、自転車に乗りながら、端末を操作する人 が増えています。意識が画面に集中することで視界も狭くなり、他 人やモノにぶつかり、**大怪我をしたり、怪我をおわせたりするよう** な事故も増えていることから注意が必要です。

#### □ 店舗などでの無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用

近年、コンビニや公共施設などで、無線LAN回線(Wi-Fiなど) を無料提供する場所が増えています。遊びに出た先で利用してい る可能性もありますので、無線LAN回線(Wi-Fiなど)でも安全に 使えるように親子で工夫しましょう。【3-(3)-Bを参照】

#### □ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できる ため、意識せずに長時間利用する人が増えています。

お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラ したりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。<mark>親子の</mark> コミュニケーションを増やしながら見守りましょう。

# 3

### 保護者ができる3つのポイント

#### (1)適切にインターネットを利用させましょう。

● ネットデビュー ~初めてインターネットを利用させる場合

お子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切 に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。

#### ● 新しい機器をお子様に持たせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを話し合いましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、目的を明確にしましょう。また、機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。例えば、お子様向けに機能を制限した携帯電話などを使用することも有効な手段の一つです。

モバイル端末は、保護者の目が行き届きにくくなるため、お子様の成長に合わせて、使用させましょう。

保護者が使っているモバイル端末はすべての情報が取得可能です。 そのまま貸し与えたり、使わなくなったモバイル端末を持たせる場合 には、お子様の利用環境に応じて、インターネット接続機能を制限し て、自由に決済ができないようパスワード管理をしましょう。

また、アドレス帳などの保護者の個人情報は、必要に応じて削除するなど、適切に管理しましょう。

#### ● 持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。

お子様専用の機器として持たせる場合も、保護者が貸して使わせているという意識付けをすることも有効な方法の1つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、最初にしっかり伝えましょう。

#### ● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様が**どの程度インターネットを使いこなす知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているか**を見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、**インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう**。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用できるよう、お子様を見守るためのツールです。

フィルタリングで制限されてしまうサイトやアプリを使いたい場合でも、フィルタリング自体を解除するのではなく、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」することが可能です。

#### (2)家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

ⅳ☑ チェックを入れて確認してみましょう。

- □ **お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう。** ー緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。
- □ **お子様と話し合ってルールを作りましょう。** なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルール を一方的に押し付けるのではなく、インターネットを使う目的をはっきり させましょう。
- □ **お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。** お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合いましょう。
- □ **ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。** ー時利用禁止など、ルール違反があった場合のルールを事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し
- □ トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。 お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や 相談窓口を確認しておきましょう。

#### 友達の保護者と連携しましょう。

コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、**子ども達同士のトラブル**が発生しています。保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルールを作るなど、学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組が大切です。

#### 家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。

- ·お子様と一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。
- ・ルール違反が明確になるルールを作りましょう。
- ・ルールを気分しだいで運用しないようにしましょう。

#### ● ご家庭のルールの具体例

合いましょう。

- 困ったときはすぐに相談する。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- お金がかかる場合は事前に相談する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・知らない人のメールに返信しない。
- ・ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



#### ソーシャルメディアの利用について

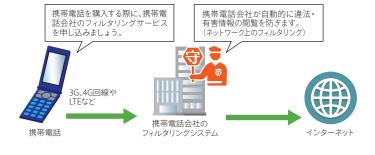
ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でも やってはいけません。お子様には、情報モラルなどを身につ けさせて、ルールやマナーを守って利用させましょう。

- ・個人情報を書き込まない。
- ・他人を誹謗中傷する書き込みをしない。
- ・不確かな情報に注意する。など

### (3)お子様に持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

#### A 携帯電話を持たせる場合



● 購入のときに18歳未満の青少年に使用させることを伝える 青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者 は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを 購入する場合は、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

携帯電話会社は18歳未満の青少年が使用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する 義務があります。

#### B スマートフォンを持たせる場合

購入時にお子様に使用させることを申し出て、⁴携帯電話会社のフィルタリングを利用するとともに、 ②WEB(ブラウザ)用と
③アプリ用の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

#### WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを 導入・設定しましょう。

スマートフォンは、①携帯電話会社の電波(3G、4G回線や LTEなど)に加えて、2無線LAN回線を使ってインターネット に接続することができます。

ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続 させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しま しょう。

携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を 使ってインターネットに接続する場合

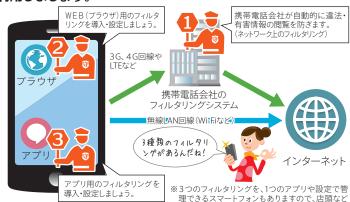
購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込む ことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。 (ネットワーク上のフィルタリング)

ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど) を使ってインターネットに接続する場合

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、①フィルタリ ングが適用されない場合があります。お子様のスマートフォンに WEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内の フィルタリング)、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

> 安心してネットが 使えるように フィルタリング設定 お願い!





### アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

で確認しましょう

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以 外にも、様々な機能やサービスを提供するアプリがあります。ア プリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用して いるため、1や2のフィルタリングが適用されない場合がありま

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、 アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端 末内のフィルタリング)。

アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、機器にフィルタリ ングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限す る機器本体の機能を活用したりする方法があります。スマートフォ ンによって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店や メーカー、ホームページで確認しましょう。

#### ◎「フィルタリング」と「ウィルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょう。

#### 危険なサイトに行かないようにする「フィルタリング」

- ・個人情報を盗むなりすましサイト







#### 危険なものの侵入を防ぐ「ウィルス<mark>対策</mark>」

- ウィルスなどの不正プログラム (不正アプリを含む)
- ウィルスなどが仕込まれたメール
- ・アドレス帳など、個人情報へのアクセス



- 一般的なメールやメルマガ
- ・友人や知人からのメッセージ
- 信頼できるアプリ

### C パソコシ・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合



#### ● お子様に機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用 する可能性がある場合には、どんなときでもお子様の安全を守るこ とができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレ ンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。

タブレット型携帯端末や携帯音楽プレーヤーの中には、インターネットに接続 してスマートフォンと同じようなアプリやサービスを利用できるものもあります。 お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存 知ですか? 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、普段の会話の中 で確認しておきましょう。

#### ◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による 青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)

### チェックシートで保護者の役割を確認しましょう。

お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができることを、もう一度確認しましょう。

#### 3つのポイント

・ チェックを入れて確認してみましょう。

発達段階に応じて、

- □ 適切にインターネットを利用させましょう。
- □ 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。
- □ お子様に持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

#### ● お子様を見守りましょう

- □ **使い始めはお子様と一緒にインターネットを利用**して、インター ネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュ ニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。
- □ 日頃のお子様の行動や判断能力などから、インターネットを「使 いこなす力」がどの程度身についているのか見極めましょう。
- □ お子様の成長に合わせて、持たせる機器や利用できるサービス の範囲を広げるなど、インターネットを利用させる環境を段階 的に整えていきましょう。
- □ お子様がどのようなサービスを使いたいのか話を聞いて、**一緒** に利用してみましょう。お子様の方が詳しい場合でも、**見守るこ** とが大切です。
- □ 保護者の心配な点を伝え、**お子様自身に考えさせて**みましょう。

#### ● お子様と会話をしましょう

- □ **お子様と顔を合わせて**、普段の出来事やインターネットの使い 方について**会話をしましょう**。
- □ 表情を見ながら会話をすることで、過度の利用で寝不足になっ ている、**トラブルに巻き込まれて落ち込んでいる**など、お子様の 「サイン」を見つけることが大切です。

#### 利用者情報や課金などについて

- □ 迷惑メールや架空請求メールなど、不明なサイトはクリックせず に、すぐに相談するように伝えましょう。
- アプリを利用する際には、プライバシーポリシーなどを読み、取 得される利用者情報の範囲や目的などをよく確認しましょう。 また、意図せずに、電話帳情報や位置情報(GPS)などの利用者 情報が送信されないよう、機器やアプリのプライバシー設定を 適切に変更しましょう。
- □ フィルタリングなどの設定に必要なパスワードは保護者が確実 に管理しましょう。
- □ 保護者のクレジットカードを無断で使うことはできません。**ゲー** ムなどの課金について、お子様と話し合いましょう。



インターネットの安全で便利な 使い方をもっと教えてほしい! 保護者も、スマホを実際に使って、 一緒に学んでほしい!

#### ● 保護者自身が気を付けること

~お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。

- □ お子様がインターネットを「使いこなす力」を身につけるため には、お子様が安全に安心してインターネットを利用できる 環境を整える必要があります。お子様とともに、保護者自身 がインターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニ ケーション能力をそれぞれ身につけることが重要です。
- □ お子様は保護者の行動を見て、学び・育ちます。保護者もお 子様も、インターネットの過度の利用には注意しましょう。 とりわけ、モバイル端末は、いつでもどこでもインターネット を利用できるため、長時間利用しがちです。節度のある使い 方ができるよう、ご家庭のルールを作ることが大切です。

#### ◎最新のニュースや、ソーシャルメディアの利用に関するルール作りなどを確認しましょう。

安心ネットづくり促進協議会(安心協)は、企業、団体、有識者が連携して、青少年の安全安心なイ http://good-net.jp/ ンターネット利用を推進する非営利団体です。

ソーシャルメディアガイドラインの作り方のポイントなど、様々なコンテンツがご覧いただけます。

安心協

こちらから→

検索



### 小さなことでも気軽に相談しましょう。

●機器の購入時に相談窓口を確認しましょう。

インターネット接続機器の購入時は、フィルタリングやペア レンタルコントロール機能の利用方法・設定について、相談で きる窓口を確認しておきましょう。

青少年インターネット環境整備法第18条において、インター ネット接続事業者(プロバイダ)は利用者から、フィルタリング サービスを求められた場合は提供する義務があります。

#### 専門機関に相談しましょう。

○ 学校関係者やウェブサイト運営者などからインターネット上の違法・有 害情報などに関する相談を受け付ける窓口です。

**違法・有害情報相談センター**(業務委託元:総務省) http://www.ihaho.jp/

○ インターネット利用者からインターネット上の違法・有害情報に関する通 報を受け付ける窓口です。

インターネット・ホットラインセンター(業務委託元:警察庁) http://www.internethotline.jp/

○ 保護者や子どもからの相談を電話またはメールにより受け付けている警察の窓 口です。都道府県の少年相談窓口(ヤングテレホンコーナーなど)又は最寄りの 警察署まで相談してください。

警察庁ホームページ ⇒ お知らせ ⇒ 各種相談などがある方に ⇒ 都道 府県警察の少年相談窓口について

#### 各都道府県の少年相談窓口

http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm

#### ● 保護者同士で相談しましょう。

流行りのツールを使っていないと仲間はずれになるのではな いかなど、保護者の心配の種は尽きません。日頃から不安に 思っている事や子どもが何に関心を持っているか、またトラブ ル事例などを身近な保護者間で話題にしましょう。

子ども達同士でルールを作らせたり、学校、学級、地域と連 携することで防げるトラブルもあります。

○ 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者 からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたって いる消費生活センターなどの窓口です。

消費者ホットライン 電話 0570-064-370

○ インターネット上の人権侵害に関する相談を受け付ける窓口です。 法務局の人権相談窓口(みんなの人権110番) 電話 0570-003-110

人権相談









ホットラインセンター



各都道府県の 少年相談窓口